

第1編 総則

第1章 計画の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、多可町域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画の内容は以下のとおりである。

- 1 町、多可町域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、県、指定公共機関、指定地方公共機関、一部事務組合の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- 3 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- 4 公共土木施設災害復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- 5 復興本部の設置等災害復興に関する計画

第2 計画の基本的な考え方

1 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図る。

2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、町民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。

3 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図る。

4 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施に当たっては、町民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災の取り組みを推進する。併せて、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、町民等が一体となって対策をとらなければならない。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所(災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。)や避難場所(災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。)の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者(災害対策基本法第8条に規定する「要配慮者」。以下同じ。)の参画を促進する。また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

第3 計画の性格と役割

1 この計画は、風水害、地震災害、大規模事故災害等に関して、町、県、その他の防災関係機関さらには関係団体や町民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。

2 この計画は、次のような役割を担う。

- | |
|--|
| <p>(1) 町、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び風水害、地震災害、大規模事故災害等対策の立案、実施に当たっての指針となること。</p> <p>(2) 関係団体や町民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。</p> <p>(3) 降雨による浸水被害を軽減するため、総合治水条例(平成24年3月21日兵庫県条例第20号)に基づき、県、町、町民が一体となって総合治水の取組を推進する。</p> |
|--|

3 この計画は、風水害、地震災害、大規模事故災害等の防災に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。

第4 重点を置くべき事項

兵庫県では、平成16年の度重なる台風災害をはじめ、過去に多くの風水害を経験してきた。また、阪神・淡路大震災の経験と教訓や、東日本大震災への支援の経験は、風水害や地震災害等の災害対策にも活かさなければならないものが多い。

こうした観点から、特に重点を置くべき事項を次のとおりとする。

1 災害への即応力の強化

被害の甚大な地域ほど情報が少ないという教訓を踏まえ、情報は自ら取りに行くという姿勢のもと、災害発生時の積極的な情報の収集・伝達・共有体制を強化するとともに、国、関西広域連合、県、町、実動機関等の間で、連携・協力・支援の体制を構築すること。

2 被災地への迅速な物資供給と要員派遣

被災現場は混乱しており、具体的な支援ニーズの発信が困難であるという教訓を念頭に支援ニーズの把握に努めるとともに、これまでの被災経験を踏まえて、必要とされる物資及び要員についての緊急支援を確実に被災地に届く仕組みを整備すること。

3 町民の円滑かつ安全な避難

町民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平常時から緊急時の避難場所や避難路等について、ハザードマップや実践的な避難訓練を通じて町民との情報共有を図ること。また、雨量や河川水位等に関する情報をもとに、空振りを恐れることなく迅速、的確な避難勧告等の発令に資する取り組みや、夜間の突発的な豪雨等においても機能する確実な情報伝達手段の整備に努め、特に、災害時要援護者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進すること。

4 被災者へのきめ細やかな支援

被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、トイレ対策等生活環境を含めた避難所の運営を適切に行うこと。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム(被災者台帳)などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努めること。

5 事業者や町民との連携

食料や生活用品等物資の供給をはじめ、多様な分野で民間からの支援を得るため、事業者や事業者団体との間に災害時応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の強化を図ること。自主防災組織や消防団等、町民主体による地域防災力の充実強化を支援し連携を深めること。

6 円滑かつ迅速な復興

町民の参画なくして地域の復興はなし得ないという教訓を踏まえ、町民と行政をつ

なぐ自主防災組織など多様な主体の参画のもと、創造的復興を目指す復興計画等を策定する仕組みを整備すること。

第5 計画の構成

- 1 この計画は、本編及び資料編で構成する。
- 2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 災害予防計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 災害応急対策への備えの充実

[第3章] 町民参加による地域防災力の向上

[第4章] 治山・治水対策の総合的推進

[第5章] 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

[第6章] 調査研究体制等の強化

[第7章] 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

[第8章] その他の災害の予防対策の推進

第3編 風水害等災害応急対策計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 迅速な災害応急活動体制の確立

[第3章] 円滑な災害応急活動の展開

[第4章] その他の災害の予防対策の推進

第4編 震災応急対策計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 迅速な災害応急活動体制の確立

[第3章] 円滑な災害応急活動の展開

第5編 災害復旧計画

第6編 災害復興計画

第6 防災ビジョンと基本目標

地域防災計画の策定にあたっては、近年の高齢化、情報化等の社会構造の変化に留意しつつ、これまでに多可町（旧3町）が経験した災害の教訓を踏まえるとともに、合併後の新しい課題を考慮し、防災ビジョンを設定する。

1 計画の理念

「わたしたちのまちは わたしたちでまもる」

過去の災害の教訓、山崎断層等による地震発生時に想定される災害を念頭に、「わたしたちのまちは わたしたちでまもる」ことを理念とし、みんなの力を結集して、災害にひるまない多可町を創り上げるため、基本的指針として次の3つを掲げる。

(1) まちの「危険性把握」により具体的に何ができるか、みんなで共有する

災害は必ずやってくることを、災害は明日にもやってくることを、災害に対して私たちができる対応には限度があること。

このような現実をみつめ直し、多可町で発生する災害は何か、災害が発生したらどのような状況になるのか、わたしたちに何ができるのか、どのように行動すべきなのか、そして、どのような備えが必要なのかについて、具体的に想定する。

(2) まちの「減災」をめざす

しっかりとした備えを施しても、災害を防ぎ被害をゼロにすることは困難である。したがって、被害をより小さくする対策として「減災」を考え方の根幹とする。

(3) まちの「防災力」を蓄える

大きな災害により、防災関係機関等の対応能力を越えてしまう事態を想定し、災害に対して人に命を預けてしまうのではなく、町民一人ひとり、自治組織等が身の安全を第一としつつも、積極的に災害に対処することを原則とし、地域としての「防災力」を蓄えるとともに、関係機関との連携を図っていく。

2 基本目標と防災施策

基本理念を具体化するために必要な防災施策として、大きく次の4項目を掲げ、基本目標と防災施策を示す。

基本目標と防災施策	関連項目	
	災害予防計画	災害応急対策計画 災害復旧・復興対策計画
<p>(1) 対策に係る備えの充実</p> <p>「危険性把握」「減災」「防災力」</p> <p>関係機関、町民は、「減災」の視点の下、災害応急対策を有効に展開するために必要な計画、体制、資機材等の備えを充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組織体制の整備 ○防災意識の高揚 ○研修・訓練の実施 ○相互応援体制の確立 ○災害対策拠点の整備・運用 ○情報収集・伝達体制の強化 ○防災拠点の整備 ○火災予防対策の推進 ○防災資機材の整備 ○災害救急医療体制の整備 ○緊急輸送体制の整備 ○避難対策の充実 ○災害時帰宅困難者対策の推進 ○備蓄体制等の整備 ○家屋被害認定体制等の整備 ○被災宅地危険度判定体制の整備 ○被災建築物応急危険度判定体制の整備 ○災害廃棄物処理体制の整備 ○災害時要援護者支援対策や外国人支援対策の充実 ○災害ボランティア活動の支援体制の整備 ○水防対策の充実 ○土砂災害対策の充実 ○中山間地等における災害対策 ○兵庫県住宅再建共済制度活用 	<p>【災害応急対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急活動体制 ○情報の収集・伝達及び報告 ○防災関係機関との連携促進 ○災害救助法の適用 ○水防活動 ○消火活動 ○救助・救急、医療対策 ○交通・輸送対策 ○避難対策 ○住宅の確保 ○食料・飲料水及び物資の供給 ○保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 ○生活救援対策 ○災害時要援護者支援対策 ○愛玩動物の収容対策 ○災害情報等の提供と相談活動 ○廃棄物対策 ○環境対策 ○災害ボランティアの要請・受入れ ○海外からの支援の受入れ ○ライフラインの応急対策 ○教育保育対策 ○警備対策 ○危険物施設等の応急対策 ○農林関係対策 ○公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等 ○東海地震にかかる警戒宣言等への対応 <p>【災害復旧計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧事業 ○住宅の復旧 ○災害義援金の募集等 <p>【災害復興計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織の設置 ○復興計画の策定

基本目標と防災施策	関連項目	
	災害予防計画	災害応急対策計画 災害復旧・復興対策計画
<p>(2) まちの防災・減災力の向上</p> <p>「防災力」</p> <p>町民、自治組織、消防団、企業等は、「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、意識の啓発、教育・訓練を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・減災に関する学習等の充実 ○自主防災組織、消防団等の強化 ○企業等の地域防災活動への参画促進 	/
<p>(3) まちの減災基盤の整備</p> <p>「減災」</p> <p>「減災」の視点に立ったまちの構造の整備、強化を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災基盤・施設等の整備 ○まちの防災構造の強化 ○治山・治水対策の総合的推進 ○地震防災緊急整備事業の推進 ○建築物等の耐震性の確保 ○水害の防止施設等の整備 ○地盤災害の防止施設等の整備 ○地盤の液状化対策の実施 ○災害に強い森づくりの推進 ○交通関係施設の整備 ○ライフライン関係施設の整備 ○危険物施設等の予防対策の実施 	/
<p>(4) その他の災害予防対策</p> <p>「危険性把握」「減災」「防災力」</p> <p>関係機関や町民は、「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、阪神・淡路大震災をはじめとする既往災害の教訓の活用・継承に努めるとともに、突発性重大事故等の発生を予防し、災害応急対策を円滑に展開するための備えを充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○調査研究体制等の強化 ○阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 ○危険物等の事故の予防対策 ○突発性重大事故災害予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等の事故の災害応急対策 ○大規模火災の応急対策 ○交通災害応急対策

第7 他計画との関係

1 兵庫県地域防災計画との関係

本計画は、県の地域防災計画と矛盾、抵触することのないよう策定するものである。

2 町総合計画との関係

本計画は、総合計画の基本理念を踏まえ、防災施策、防災関連施策及びその他の施策を含めて、防災まちづくりの観点から体系化したものであり、町域の範囲において、あらゆる機関、個人の役割分担までも対象とする計画として策定するものである。

第8 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討し、防災会議の承認を得て修正するとともに、必要と認める時は、その都度すみやかに修正するものとする。

ただし、軽微な修正内容については会長が修正し、防災会議に報告するものとする。

第2章 防災機関の事務又は業務の大綱、町民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

町、指定地方行政機関、自衛隊、県、指定公共機関、指定地方公共機関並びに一部事務組合は、防災に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

1 多可町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
多可町	1 多可町防災会議及び多可町災害対策本部に関すること 2 地域防災基盤の整備 3 防災に関する組織の整備 4 災害通信伝達体制の整備 5 防災に関する施設及び設備の整備・点検 6 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄・整備 7 医療、輸送等の防災体制の整備 8 町域における公共的団体及び自主防災組織の確立・育成 9 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 10 防災に関する調査研究 11 町所管施設の整備と防災管理 12 消防・予防活動、消防力の強化	1 町域に係る災害応急対策の総合的推進 2 災害応急対応に係る組織の設置・運営 3 災害に関する情報の収集・伝達及び被害の調査 4 町域における町民等への避難の準備・勧告・指示及び誘導 5 町域における町民等への災害時広報及び災害相談の実施 6 消防・水防その他応急措置 7 被災者の救護救助その他の保護 8 緊急時の交通及び輸送の確保 9 町所管施設の災害応急対策の実施 10 被災した施設・設備の応急復旧 11 災害時における清掃・感染症対策その他の保健衛生に関する措置 12 廃棄物・環境対策の実施 13 災害時における応急教育及び社会福祉施設入所者保護 14 防災関係機関が実施する災害応急対策の調整 15 その他災害発生防衛又は拡大防止のための措置 16 応急保育の実施 17 ボランティア等災害対策要員の受け入れ態勢の整備	多可町の地域にかかる災害復旧の総合的推進	1 災害復興対策に係る組織の設置運営 2 災害復興計画の策定及び復興事業の推進

2 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	1 災害時における通信手段の確保		
近畿財務局神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	1 復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		1 救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）（西脇公共職業安定所）	1 工場、事業場における労働災害防止の監督指導			
近畿農政局（兵庫支局）	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（農林水産省）		1 災害救助用米穀の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	1 災害対策用復旧用材の供給	1 国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電気・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設の保安確保対策の推進 2 鉱山の保安に対する業務の指導監督	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方整備局（兵庫国道事務所） （姫路河川国道事務所）	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 町の災害予防に関する事務又は業務の支援	
近畿運輸局 神戸運輸監理部（兵庫陸運支局）	1 所管する交通施設及び施設の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
大阪航空局 （大阪空港事務所）		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	1 航空保安施設の復旧	
大阪管区気象台 （神戸地方気象台）		1 気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	1 被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	1 被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

3 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 青野原駐屯地 （第8高射特科群第343高射中隊）		1 人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		

4 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局・企業庁（北播磨県民局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
教育委員会（播磨東教育事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に属する施設の整備と防災管理 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災教育施設（所管）の復旧 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 3 児童・生徒のこころのケアの実施
警察本部（西脇警察署）		<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等 		

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便(株)近畿支社 （中町郵便局、松井庄郵便局、八千代郵便局）		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災郵政事業施設の復旧 	
日本銀行（神戸支店）			<ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関に対する緊急措置の指導 	
日本赤十字社（兵庫県支部）		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分 		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本放送協会 (神戸放送局)	1 放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	1 被災放送施設の復旧	
西日本電信電話株式会社(兵庫支店) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	1 被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運(株)(加古川支店西脇営業支店)		1 災害時における緊急陸上輸送		
KDDI株式会社(関西総支社) ソフトバンクモバイル株式会社	1 電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	1 被災電気通信設備の災害復旧	
関西電力株式会社(姫路支店社営業所)	1 電力供給施設の整備と防災管理	1 電力供給施設の応急対策の実施	1 被災電力供給施設の復旧	

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 (神姫バス株式会社 西脇営業所、社団法人兵庫県トラック協会北播支部)	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	1 災害時における緊急陸上輸送		
株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社	1 放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	1 被災放送施設の復旧	
一般社団法人兵庫県医師会		1 災害時における医療救護	1 外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	1 外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
公益社団法人兵庫県看護協会		1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策		
一般社団法人兵庫県歯科医師会		1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別		
一般社団法人兵庫県薬剤師会		1 災害時における医療救護に必要な医薬品の供給 2 調剤業務及び医薬品の管理		

第1編 総則

第2章 防災機関の事務又は業務の大綱、町民等の責務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
獣医師会 一般社団法人兵庫県獣医師会 一般社団法人神戸市獣医師会		1 災害時における動物救護活動		
社団法人兵庫県LPガス協会	1 LPガス供給設備の防災管理	1 LPガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPガスの供給	1 被災LPガス供給設備の復旧	

7 一部事務組合

機関名	事務又は業務の大綱
北はりま消防本部 (北はりま消防組合)	1 防災知識の普及協力 2 警戒情報等の収集・伝達、消防・救急・救助・水防活動、避難誘導、警備等の協力 3 その他所掌する事務に応じた防災上必要な活動の実施
西脇多可広域斎場やすらぎ苑 (西脇多可行政事務組合)	1 災害遺体の処理 2 所掌する事務に応じた防災上必要な活動の実施 3 その他町の行う防災活動に対する協力
西脇多可行政事務組合	1 所掌する事務に応じた防災上必要な活動の実施 2 その他町の行う防災活動に対する協力
北播磨清掃事務組合みどり園	1 災害廃棄物の処理 2 所掌する事務に応じた防災上必要な活動の実施 3 その他町の行う防災活動に対する協力
播磨内陸医務事業組合 北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園 氷上多可衛生事務組合	1 所掌する事務に応じた防災上必要な活動の実施 2 その他町の行う防災活動に対する協力

第2 町民等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責務
多可町消防団	1 防災知識の普及協力 2 警報等の収集・伝達 3 消防・救急救助・水防活動 4 避難誘導、警備等の協力 5 その他所掌する事務に応じた防災上必要な活動の実施
多可町社会福祉協議会	1 社会福祉施設の被害調査 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸し付けの受け付け 4 災害時要援護者避難支援プランの作成協力 5 災害時要援護者の救助・救援の協力
西脇市多可郡医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、心的外傷後ストレス障害対策の協力
西脇市多可郡歯科医師会	1 歯科医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力

団体・管理者名	責務
西脇市多可郡薬剤師会	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品の供給の協力
みのり農業協同組合 (町内各支店・事業所) 北はりま森林組合	1 被害調査、被災者の救助・救援対策の協力 2 被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 医療施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 福祉施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 2 災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 危険物施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 2 災害時の危険物・施設の安全措置
婦人会、自治会 自主防災組織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの見直し 2 自主防災活動 3 警報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力

2 町民・事業所

町民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

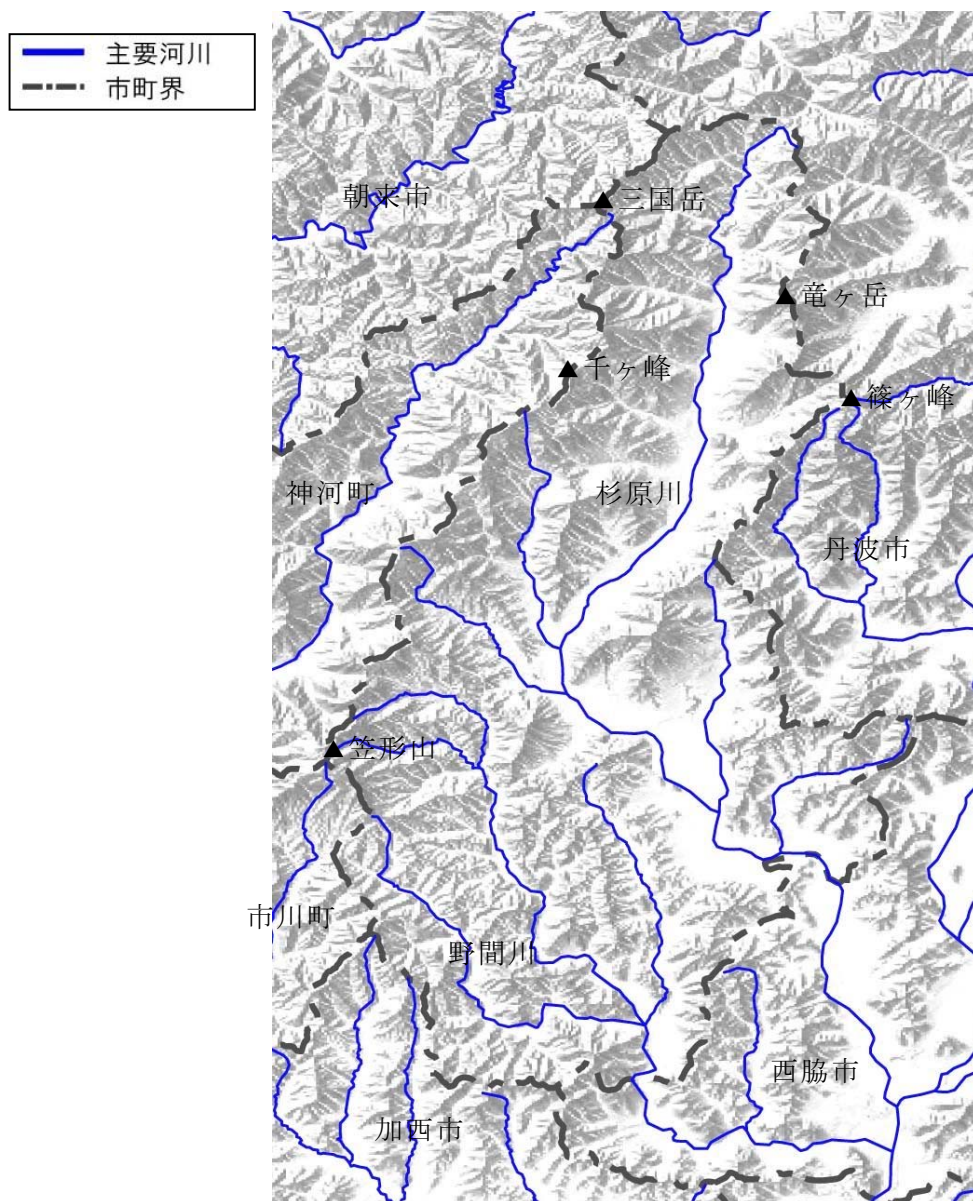
区 分	責 務
町 民	1 共助・自助の重要性の理解 2 防災・減災についての家族会議の開催 3 減災行動の追求、知識習得 4 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 5 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 6 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 警報等の収集、家族・近所への伝達 9 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 10 災害廃棄物の分別
事 業 所	1 共助・自助の重要性の理解、従業員への普及・教育・訓練 2 減災計画、事業継続計画の作成・更新 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 5 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 6 自衛消防活動・訓練 7 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 8 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 9 災害時要援護者等の避難支援 10 災害廃棄物の分別

第3章 多可町の自然と気象

第1 位置及び地形

多可町は、兵庫県の東・北播磨地域の内陸部に位置し、北は丹波市、朝来市、東は丹波市、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神河町、市川町に接しており、東西13 km、南北30 km、総面積185.19 km²を有し、直線距離で神戸まで約45 km、大阪まで70 kmの距離にある。

地勢は、周囲を中国山脈（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区、中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流して西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れている。海拔高度は、加美区の三国岳や千ヶ峰の山地が800m～1,000m級であり、加古川支流の杉原川沿いでは、谷底平野を形成している。

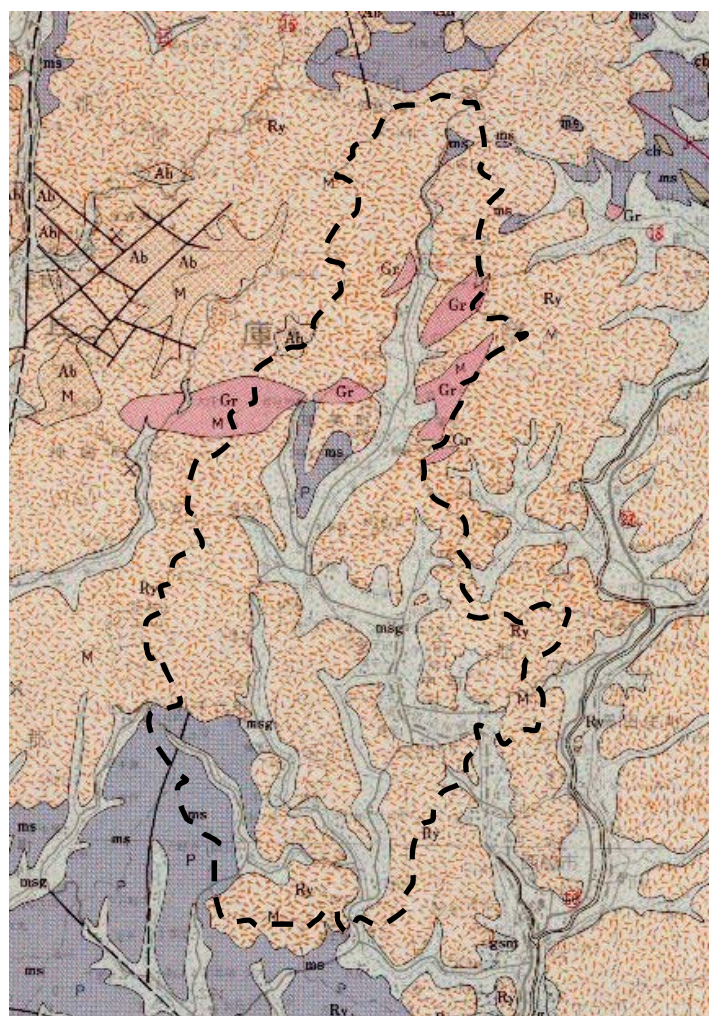


第2 地質

多可町の地質は、河川沿いの平坦部に分布する未固結な沖積層と山地部に分布する基盤岩類などからなる。

基盤岩類は、中生代白亜紀の花崗岩、先第三紀の流紋岩類、泥質岩から構成されている。花崗岩類は、花崗閃緑岩や石英閃緑岩などからなり、中生代白亜紀の貫入生成による。流紋岩は、町域全域の山岳部に分布し、流紋岩及び同質凝灰岩や凝灰質砂岩類からなる。泥質岩は、頁岩や粘板岩を主体とし、篠山周辺から佐用町上月に至る地域に分布する古生界、中生界などに相当する。

段丘礫は、沖積層及び洪積世に属し、河岸段丘を形成し、未固結の砂礫及び砂が卓越している。



20 万分 1 表層地質図（出典：土地分類図「経済企画庁」）

凡 例

	gsm	: 礫砂泥		Ry	: 流紋岩類
	ms	: 泥質岩		Gr	: 花崗岩

「近畿の活断層」(岡田・東郷編,2000)によると、多可町域には、活断層は確認されていないが、東播磨地域には活断層であることが確実な山崎断層が存在する。

東播磨地域は、六甲山系や生駒山系周辺に比べ活断層の分布密度が小さいが、規模の大きな山崎断層帯が存在し、加えて地下に断層が伏在している可能性がある。

山崎断層は、三木市から岡山県美作市にかけて北西-南東方向に走る総延長約80kmに及ぶ大きな断層であり、東から三木、暮坂峠、琵琶甲、安富、土万(ひじま)、大原の6断層から成る断層系とみられ、六甲断層系(右横ずれ)とは共役関係にある「左横ずれ」の断層であると考えられている。



- ① 山崎断層帯
- ② 六甲・淡路島断層帯
- ③ 大阪湾断層帯
- ④ 中央構造線断層帯
(讃岐山脈南縁)
- ⑤ 長尾断層帯
- ⑥ 中央構造線断層帯
(淡路島南部)
- ⑦ 中央構造線断層帯
(和泉山脈南縁 - 金剛山地東縁)
- ⑧ 上町断層帯
- ⑨ 生駒断層帯
- ⑩ 有馬 - 高槻断層帯
- ⑪ 三峠・京都西山断層帯
- ⑫ 山田断層
- ⑬ 郷村断層
- ⑭ 養父断層
- ⑮ 御所谷断層

図 近畿の主な活断層分布図

(出典：日本の地震活動，総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会編)

第3 気象

1 一般気象

多可町の気候は、瀬戸内気候の影響を受けて比較的穏やかであるが、中国地方の背陵地帯として内陸性気候の影響も受け、寒暖の差が比較的大きい。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。さらに、冬季は、積雪が少なく寒冷である。

2 気象統計

西脇アメダスの記録によれば、気象は年間平均気温の平均値 14.3℃、年間最高気温の平均値 35.6℃、年間最低気温の平均値 -6.3℃（いずれも 1979～2014 年の平均値）、年間降水量の平均値 1,433mm である（1981～2010 年の平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量 165.2mm と多雨である（1981～2010 年の平均値）。

過去 5 カ年での年降水量は、2010 年 1,700mm、2011 年 1,763.5mm、2012 年 1,610mm、2013 年 1,685.5mm、2014 年 1,520mm と推移している。

（1981～2010 年：西脇アメダス）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	42.3	61.9	115.7	124.2	168.4	184.2	191.2	130.7	165.2	110.2	72.7	46.4
平均気温 (℃)	3.0	3.6	7.0	12.8	17.5	21.6	25.5	26.6	22.7	16.3	10.3	5.2

3 気象極値

西脇アメダス資料より雨量関係の極値を下表にまとめた。

（統計期間：1976.3～2015.10）

種別 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1位	529 (2011.9)	224 (2015.7.17)	64 (1983.9.28)
2位	466 (2013.9)	182 (2011.9.20)	61.5 (2014.8.24)
3位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	57 (1996.8.28)
4位	448 (2014.8)	158 (1996.8.28)	56 (1976.9.13)
5位	423 (2006.7)	145 (2004.10.20)	55 (1995.6.26)

第4章 多可町の人口と社会条件

第1 人口と世帯

平成22年国勢調査によれば、多可町の総人口は、23,104人、世帯数6,709世帯、人口密度124.8人/㎢である。人口分布は、中区46.9%、加美区28.7%、八千代区24.4%となっており、中区に人口の約半数が集中している。世帯平均人数は、3.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成22年の人口は、平成17年に比べ減少している。減少数は1,200人、減少率は-4.9%である。その内訳は、加美区が最も減少率が高く(-8.0%)、その他の地域の減少率は、-3.4~-3.8%であった。

65歳以上の人口が占める割合は29.2%で、65歳以上の親族がいる一般世帯の割合は62.5%、うち高齢単身世帯は17.6%である。全町では、約6割の世帯で65歳以上の高齢者がいることになるが、地域別でみると、加美区が66.4%と一番高く、八千代区が62.2%、中区が60.3%の順である。

平成22年国勢調査によれば、旧3町を合わせた夜間人口は、23,104人、昼間人口は20,430人と昼間人口は夜間人口の約9割となっている。

第2 土地利用

本町の面積は185.19㎢で、そのうち森林が79.8%を占め、田畑が8.1%、宅地が2.8%となっている。「森林王国」、あるいは都市農村交流の場として、農林業の生産基盤となる土地利用を行っている。

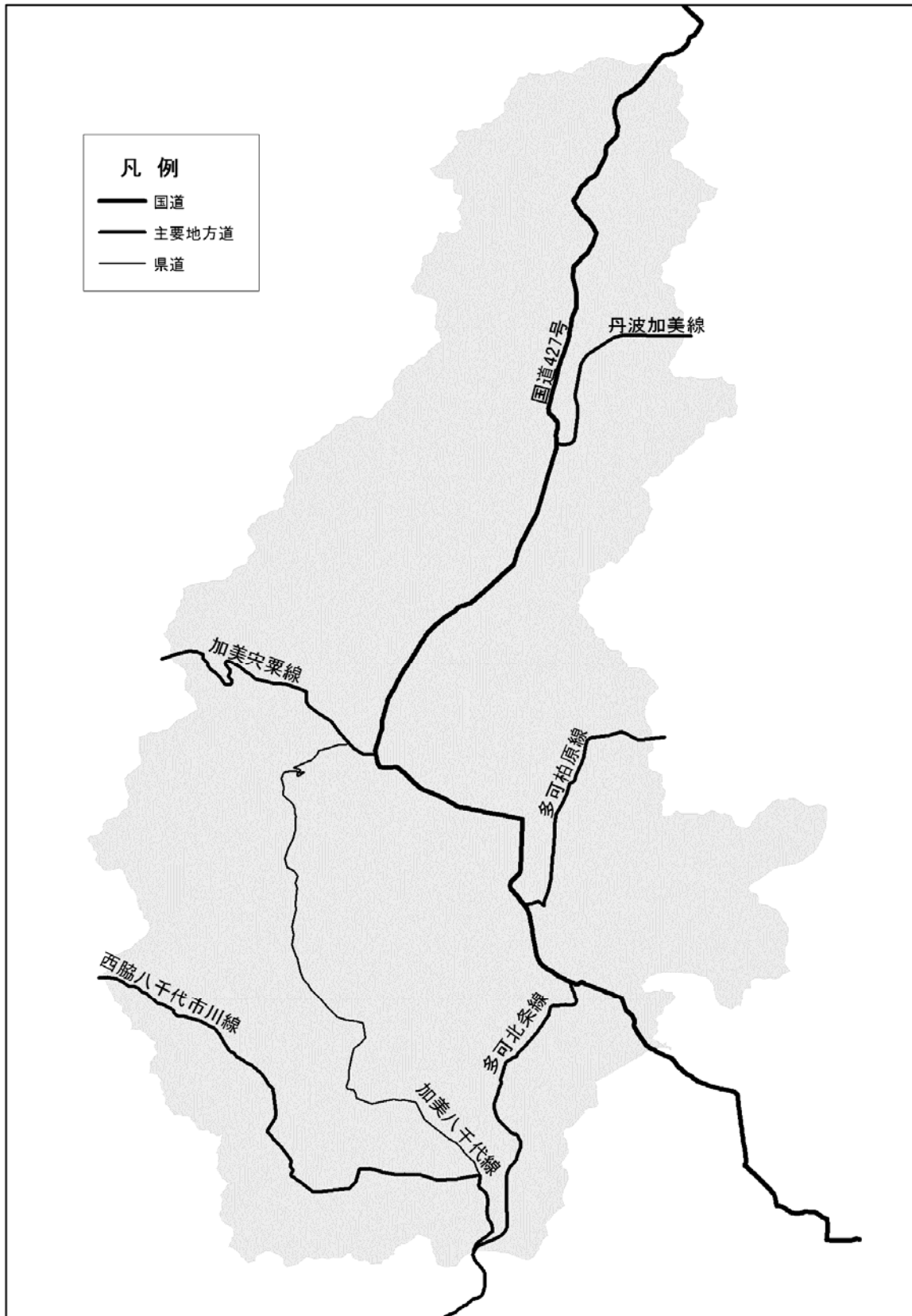
第3 交通

本町の道路網については、西脇市で国道175号と分岐した国道427号が主軸となり、中区、加美区を縦断し、八千代区では県道34号（西脇八千代市川線）、県道24号（多可北条線）、県道143号（加美八千代線）がとおり、中国自動車道滝野社ICや加西ICと接続している。

国道427号は、杉原川に沿って町の南北を縦断し、西脇市と丹波市青垣町を結び、国道429号と合流している。

県道8号（加美宍粟線）は、加美区寺内から高坂トンネルを通り国道312号へ合流し、播但自動車道の神崎南ICへ向かう。また、県道34号（西脇八千代市川線）は、西脇市から八千代区を通過し、船坂トンネルを抜け播但自動車道の市川南IC付近へ合流する。また、県道86号（多可柏原線）は、中区から小野尻トンネルを通り国道175号へ合流する。

県道78号線（丹波加美線）は、加美区から清水坂トンネルを通り、北近畿豊岡自動車道氷上ICへ向かう。



第5章 風水害等の危険性と被害の特徴

第1 災害履歴

多可町内で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害、フェーン現象等による火災などが考えられる。このうち町内を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬と9月に集中している。

以下には、その主なものを示す。

1 昭和38年の集中豪雨による被害

(1) 被害状況

昭和38年6月3日～5日にかけて、播磨地方を中心とした集中豪雨により大被害に見舞われた。加美区では、4日夜半から同日12時までに295mmを記録した。4月からの断続的な長雨に続いての豪雨のため極めて短時間で大洪水となり、堤防決壊や橋梁流出、多数の床上浸水など大規模な被害が続出し、災害救助法の適用を受けた経緯がある。

(2) 被害概要

多可町内における被害状況は以下の通りである。

区	全壊	流出	半壊	床上浸水
中区	0	0	0	327
加美区	1	7	8	263
八千代区	1	0	4	205
合計	2	7	12	795

出典：中町史

2 平成2年台風19号による被害

(1) 被害状況

平成2年9月18～19日の台風19号により、2日間の総雨量が約200mm、18日の午前9時から10時までの時間雨量は22mmを記録するなど、昭和38年以来の豪雨に見舞われ被害が出た。

3 平成16年台風23号による被害

(1) 被害状況

加古川流域では、台風の接近に伴い平成16年10月20日朝から雨が降り始め、昼過ぎには流域全体で1時間に20～30mmのまとまった豪雨となった。これに伴い加古川の河川水位は20日昼過ぎから増え出し、夕方頃に急激な上昇を見せ、西脇市の板波で最大8.6m、小野市の大島で7.0mの水位上昇を記録した。これにより、西脇市から滝野町、小野市にかけての広い地域で河川水位が堤防高さを超え、堤内

地に水が溢れた。

加古川流域では、洪水が生じやすい流域の地形的特性に加えて、流域全体に短期間に降雨が集中したこと、無堤部などの未改修区間が多く堤防高さや川幅が不足したこと、流木等による疎通障害などが洪水被害を大きくした。

(2) 被害概要

平成16年10月台風23号による被害状況は、兵庫県内で死者26人、負傷者130人、全半壊7,516棟、一部破壊1,264棟、床上・床下浸水11,205棟であった。本災害は浸水戸数のみならず人的被害でも昭和以降では伊勢湾台風に次ぐ被害規模となった。

多可町内における被害状況は、以下の通りである。

区	負傷者	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家被害
中区	2	3	0	14	4
加美区	0	6	0	3	18
八千代区	1	0	0	8	0
合計	3	9	0	25	22

出典：平成16年11月18日兵庫県記者発表資料

4 平成21年大雨による被害

(1) 被害状況

平成21年7月31日～8月1日にかけて、多可町北部で局地的な大雨により水害に見舞われた。加美区北部では、最大時間雨量89mm、累計雨量292mmを記録した。極めて短時間で大洪水となり、10分間で河川の水位が1.58mも急上昇した地点もあった。

(2) 被害概要

区	床上浸水	床下浸水
加美区	2	27

住宅被害以外に、道路6箇所・河川34箇所・農地75箇所・山林92箇所などに被害が発生し、被害総額は約5億6千万円に及んだ。

※加美区北部3集落では、14世帯(29人)が各集落の公民館に自主避難した。

5 平成23年台風12号による被害

(1) 被害状況

平成23年9月3～4日の台風12号により、多可町全域に長時間に大雨が降り続き、町内各所で50mmに迫る時間雨量と400mmを超える累計雨量を記録した。断続的な豪雨のため、河川決壊・護岸崩壊・土砂崩れなどにより、大規模な災害が発生し、激甚災害に指定された。

(2) 被害概要

区	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
中区	0	2	19	162
加美区	1	1	9	188
八千代区	0	1	18	201
合計	1	4	46	551

※多可町で初めての避難勧告を町内全域に発令し、指定避難所（12箇所）には244世帯（672人）、一時避難所（28箇所）には265世帯（715人）が避難された。

6 平成25年大雨による被害

(1) 被害状況

平成25年9月2日のゲリラ豪雨により水害に見舞われた。加美区市原の国土交通省雨量観測所では、60分最大時間雨量113mmを記録した。

(2) 被害概要

床上浸水3件、床下浸水66件の被害が発生する。（加美区多田地区では、平成23年9月と同様の箇所に被害が発生する。）

住宅被害以外に、道路101箇所・河川145箇所・農地35箇所・山林23箇所などに被害が発生し、通行止めとなる箇所も18箇所となる。

区	床上浸水	床下浸水	道路	河川	農地	山林
中区	2	4	6	9	3	1
加美区	1	62	84	110	23	18
八千代区	0	0	11	26	9	4
合計	3	66	101	145	35	23

第2 災害危険箇所

多可町内の風水害等に関する危険箇所は、以下のとおりである。

1 危険箇所

区分 \ 区名	中区	加美区	八千代区	合計(箇所)
重要水防箇所 (国・県)	3	1	1	5
警戒ため池	27	14	14	55
土石流危険溪流 (Ⅰ、Ⅱ)	24	73	70	167
地すべり危険箇所	0	0	0	0
急傾斜地 崩壊危険箇所	45	65	139	249
崩壊土砂流出 危険地区	41	82	48	171
山腹崩壊危険地区	13	25	35	73
地すべり危険地区	0	0	0	0

2 法指定区域

区分 \ 区名	中区	加美区	八千代区	合計(箇所)
災害危険区域 (建築基準法 39 条)	0	1	1	2
急傾斜地 崩壊危険区域	0	0	1	1
地すべり防止区域	0	0	0	0
砂防指定地	—	—	—	93ha
土砂災害警戒区域 (急傾斜地崩壊)	38	57	132	227
土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地崩壊)	3	8	16	27
土砂災害警戒区域 (土石流)	25	72	73	170
土砂災害特別警戒区域 (土石流)	3	0	0	3
宅地造成工事 規制区域	3,636ha	0ha	0ha	3,636ha

※平成 28 年 2 月調査

土砂災害危険箇所・山地災害危険地区の定義

土砂災害の種類	定義
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある場所(※)
土石流危険渓流	渓流の勾配が 15 度以上あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある場所 (※)
地すべり危険箇所	地すべりが発生している又は地すべりが発生するおそれがある箇所のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある場所(※)
崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層厚、溪床勾配等）、地質、林況からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある場所
山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層厚等）、地質、林況からみて山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある場所
地すべり危険地区	地形（傾斜、土層厚等）、地質、林況からみて地すべりにより人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある場所

※人家や公共施設に被害を与えるおそれのある箇所及び人家や公共施設がない箇所でも、今後宅地開発等により人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む。

第3 風水害等による被害と防災上留意すべき要素項目

多可町内において、予想される風水害等による被害と防災上留意すべき要素項目は、以下のとおりである。

災害類型	被害のあらまし	防災上留意すべき要素項目
台風災害	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水氾濫 ・土砂崩れ、山崩れ ・風害 ・上記による家屋の浸水、倒壊、損壊、道路等交通機関、電力・通信・水道等の機能まひ ・農林業・商工業被害 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨量、河川水位（特に上流域） ・気象予警報（特に水防警報及び台風情報） ・危険箇所の状況
集中豪雨災害	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水氾濫 ・土砂崩れ、山崩れ、土石流 ・上記による家屋の浸水、倒壊、損壊、道路等交通機関、電力・通信・水道等の機能まひ ・農林業・商工業被害 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨量、河川水位（特に上流域） ・気象予警報（特に水防警報及び大雨情報） ・危険箇所の状況
航空機事故災害	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物取扱施設の有無） ・航空機の種類（ヘリコプター、小型飛行機、旅客機、軍用機等）
道路事故災害	<ul style="list-style-type: none"> ・車両火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生箇所（特にトンネル、橋梁） ・事故の態様（施設の損壊、多数車両衝突、火災発生の有無、大型バスの関係の有無等） ・危険物の状況（流出、炎上、爆発の有無、名称・量）
危険物等事故災害	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、爆発 ・有毒ガスの流出 ・有害物質による大気・水質汚染 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設の有無） ・危険物の名称・量
原子力等事故災害	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染 ・風評による農林業・商工業被害 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生箇所 ・事故の規模・内容 ・気象条件の如何による影響の有無

第4 洪水浸水想定

1 想定洪水

兵庫県では平成13年7月施行の「水防法の一部を改正する法律」に基づき、計画規模の降雨に見舞われた場合において水害の軽減を図るため、円滑かつ迅速な避難の確保を図る基礎資料として浸水想定区域図を作成している。この浸水想定区域図は、対象河川における浸水シミュレーションをおこない、大雨による増水で堤防の決壊若しくは堤防から水があふれた場合（外水氾濫）の浸水深とその範囲を想定したものである。多可町域の河川では平成26年3月、2河川（杉原川、野間川）及びその他支川で浸水想定区域図が作成された。

浸水想定区域図で想定する降雨は、以下のとおりである。

杉原川：1時間雨量72mm（概ね80年に1回程度起こる大雨）

野間川：1時間雨量56mm（概ね30年に1回程度起こる大雨）

その他支川：1時間雨量66.4mm（概ね30年に1回程度起こる大雨）

2 浸水状況

多可町内を流れる杉原川と野間川について、兵庫県の浸水想定結果より、中区、加美区を流れる杉原川及び八千代区を流れる野間川の洪水時浸水想定に基づく被害状況について整理する。

以下は、下記の報告書より

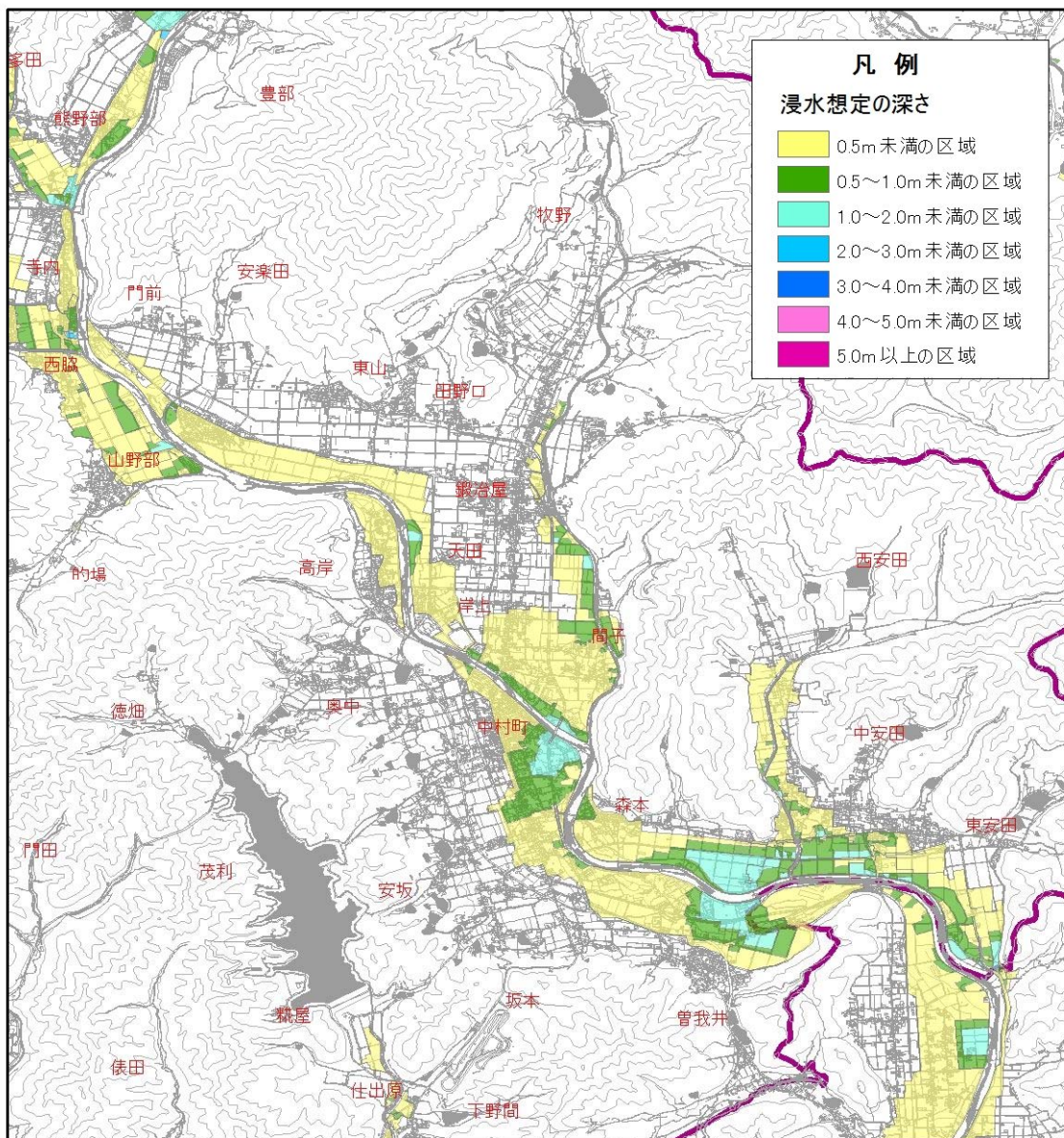
「加古川浸水想定区域図作成業務 中土木事務所 H14.7」

「加古川水系杉原川 野間川 他 河川浸水予想区域図作成業務 社土木事務所 H18.3」

■杉原川中区区間

中区を流れる杉原川は、2.0m以上の浸水区域は存在しないが、左右岸にわたりほぼ全域が0.5m未満の浸水区域となっている。さらに一部の湾曲部では、1.0～2.0mの浸水区域が存在し、周辺の0.5m未満の浸水区域も広範囲である。

この区間では0.5～1.0m未満の浸水区域内となる避難所が存在し、0.5m未満の浸水区域にも数箇所避難所が存在するため、その利用に関しては注意が必要である。

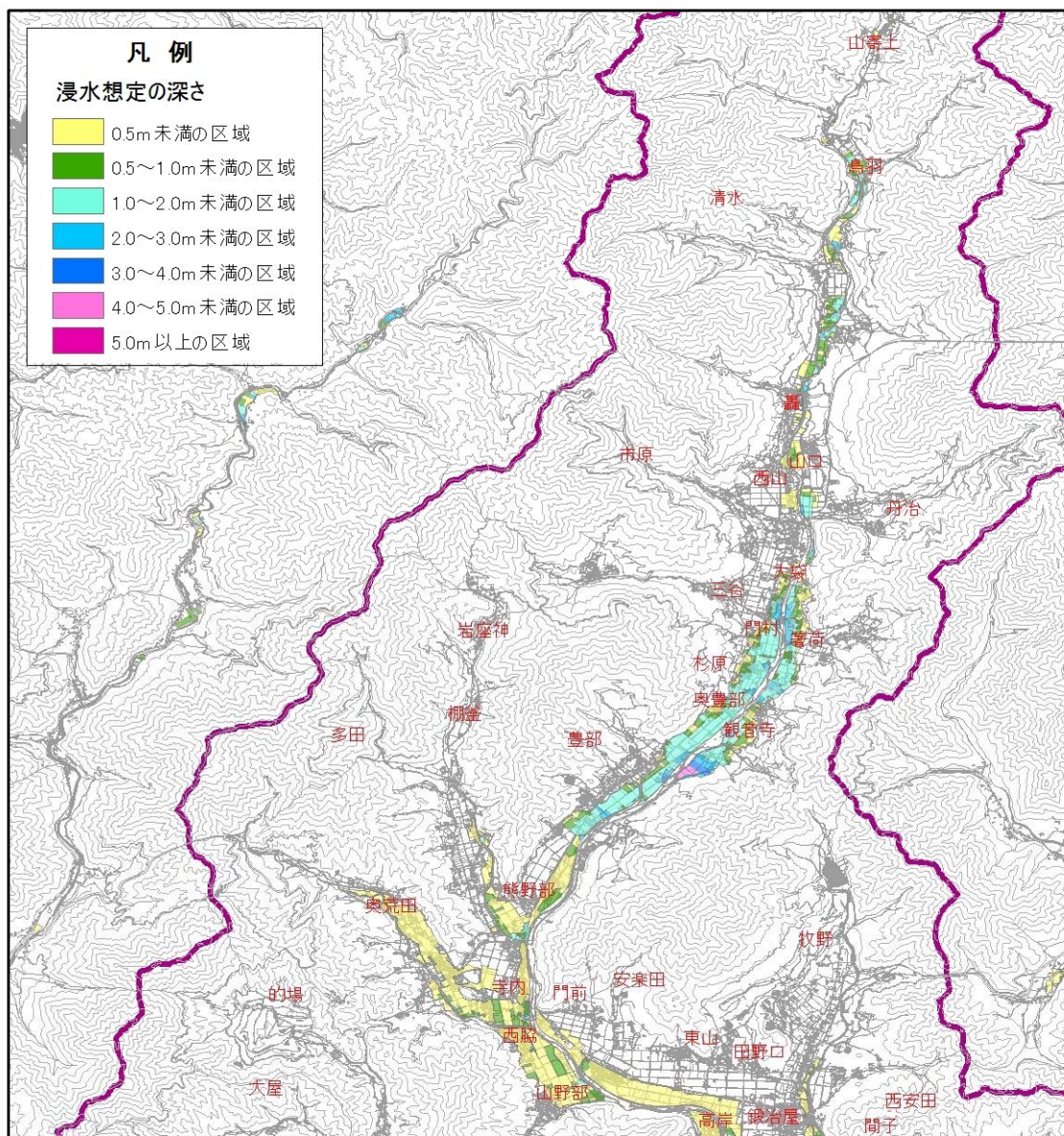


浸水想定図（中区：杉原川）

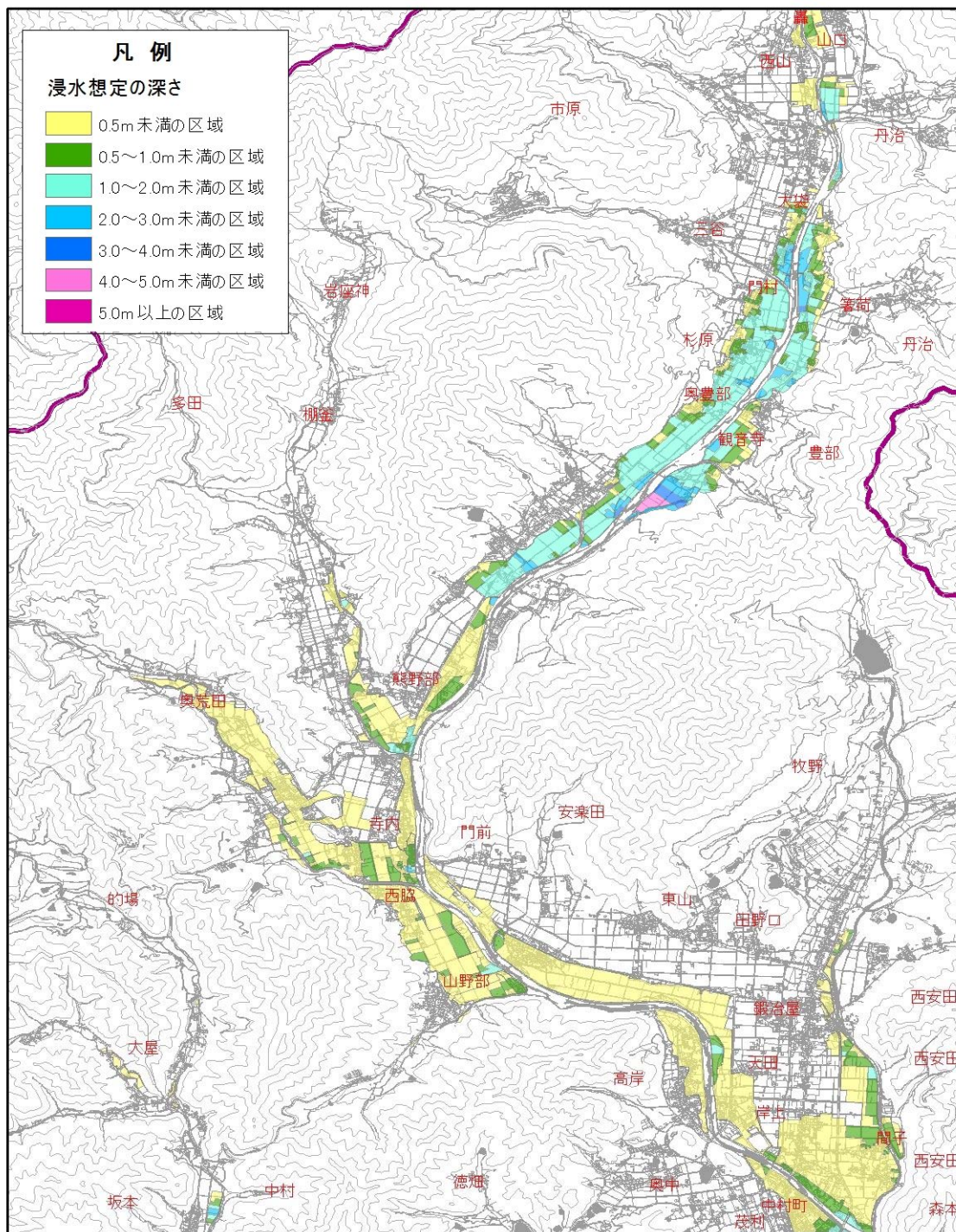
■ 杉原川加美区区間

加美区を流れる杉原川は、豊部郷領地区左岸側においては4.0～5.0m未滿の浸水区域が存在する。大平橋～大見橋の左右岸は大部分が1.0～2.0m未滿の浸水区域となり、一部2.0～3.0mの浸水区域を含む。大平橋下流は、右岸側については1.0m未滿、大見橋上流においては一部2.0～3.0mの浸水区域が存在するが、2.0m以下の浸水区域が点在する結果となっている。いずれも右岸側については国道427号までの区域が浸水区域となっている。

この区間では、1.0～2.0m未滿の浸水区域内となる避難所が存在するため、その利用に関しては十分注意が必要である。



浸水想定図（加美区：杉原川上流）

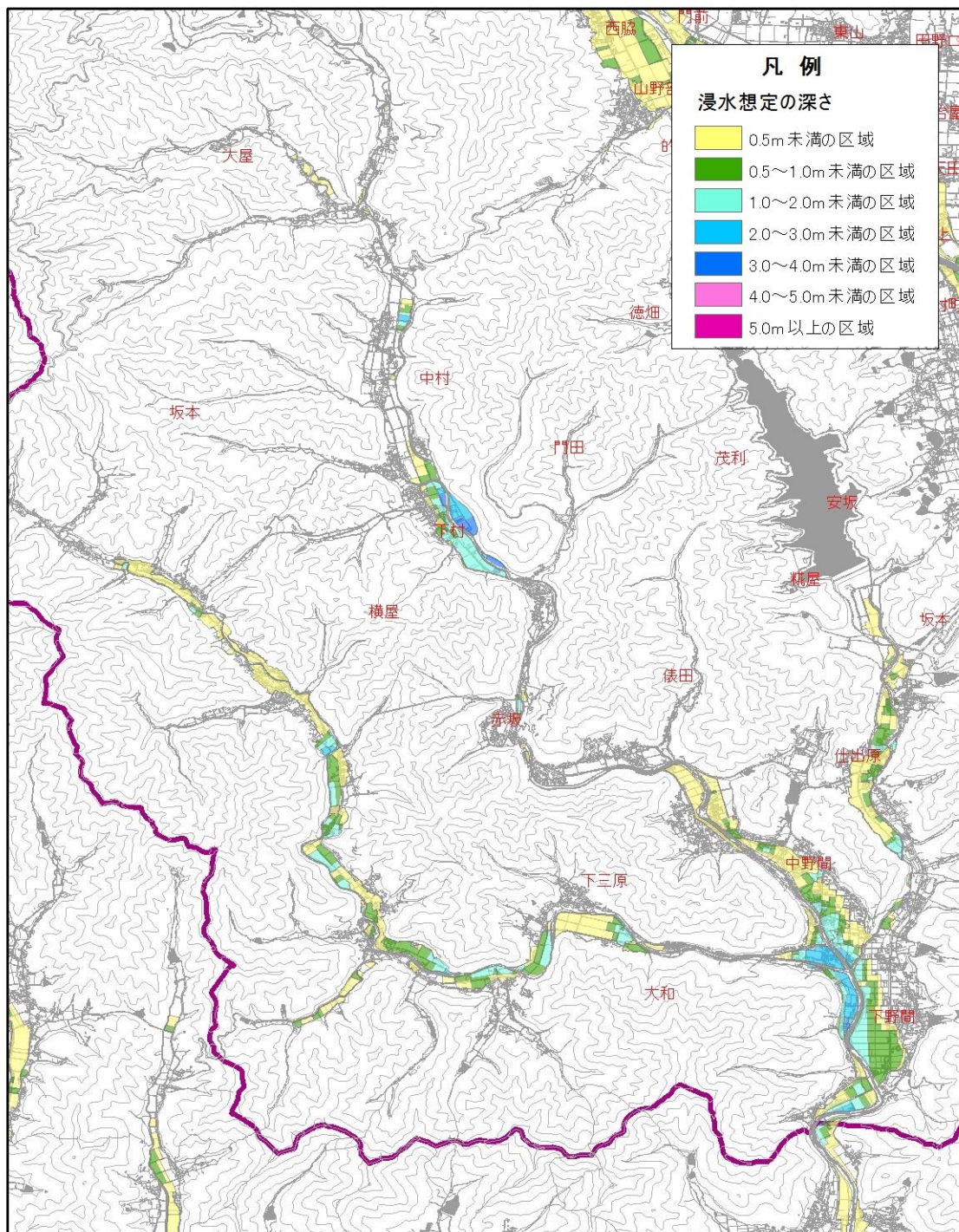


浸水想定図（加美区：杉原川下流）

■野間川八千代区区間

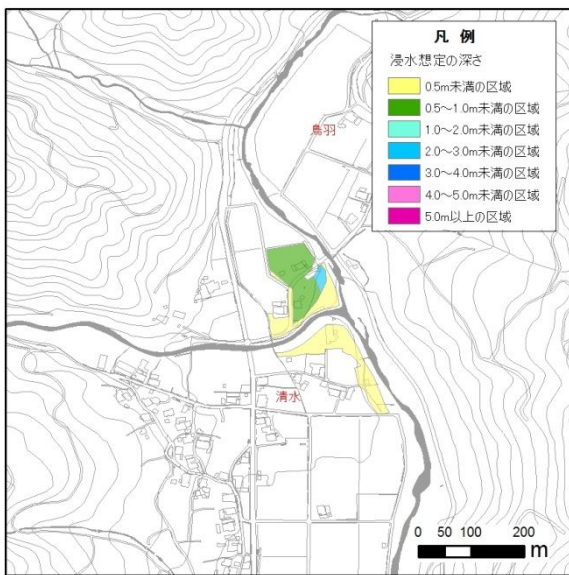
八千代区を流れる野間川は、大和川と仕出原川の合流点下流右岸側及び上流の左右岸において3.0～4.0mの浸水区域が存在する。

この区間では、1.0～2.0m未満の浸水区域内となる避難所が存在するため、その利用に関しては十分注意が必要である。

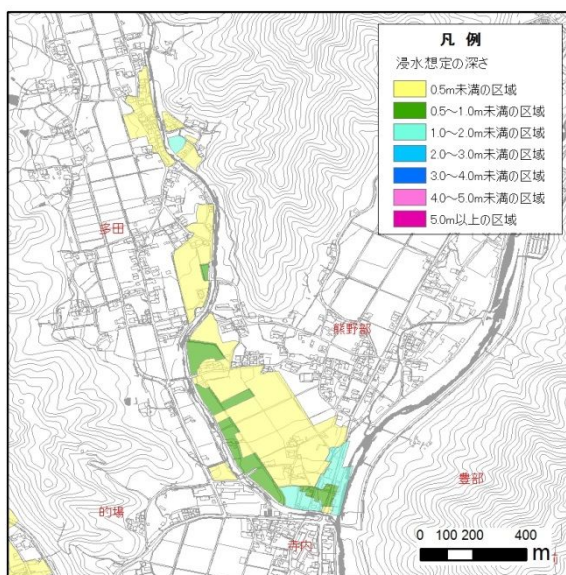


浸水想定図（八千代区：野間川）

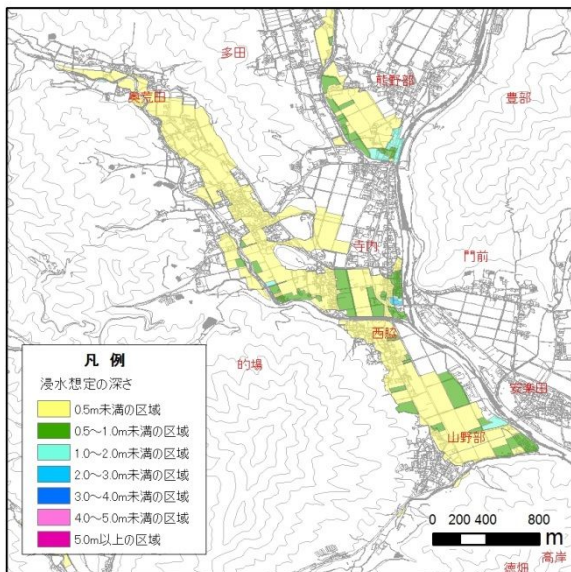
■その他中小河川



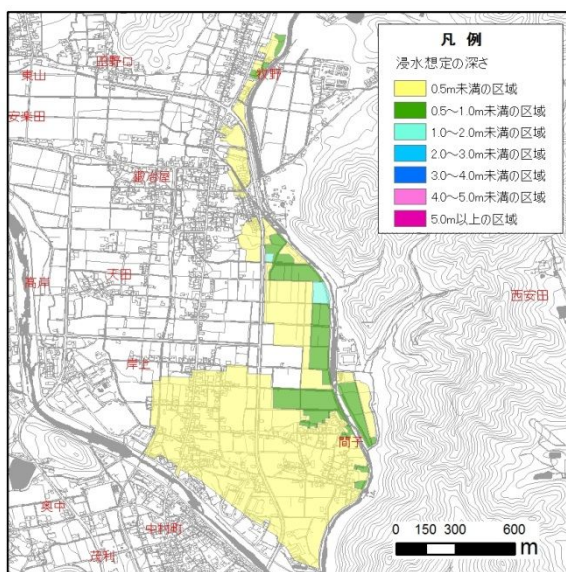
①宮前谷川



②多田川

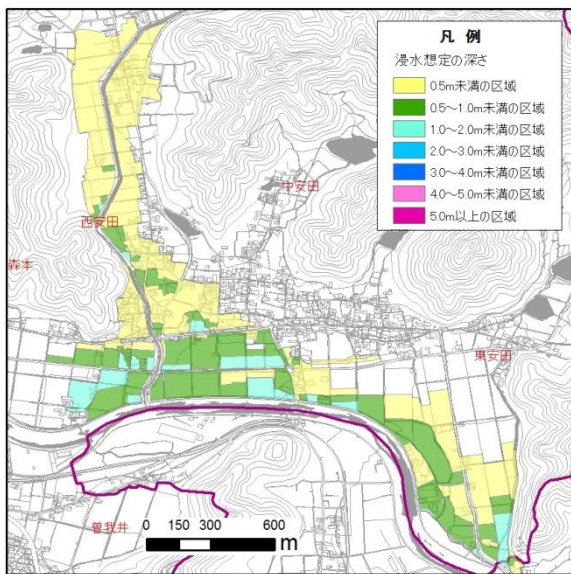


③奥荒田川・山野部谷川

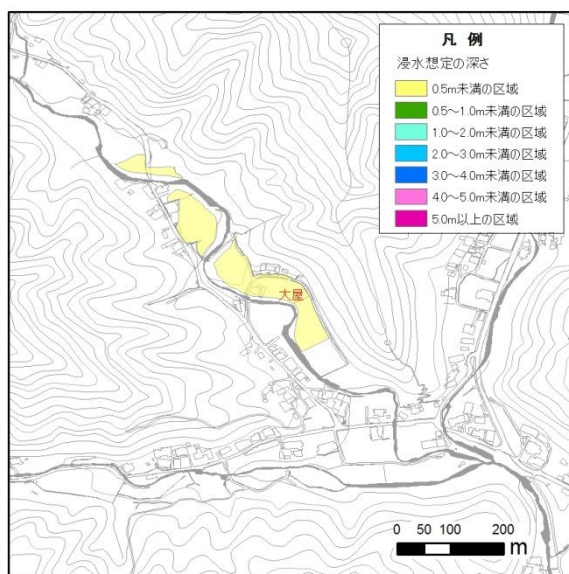


④思出川

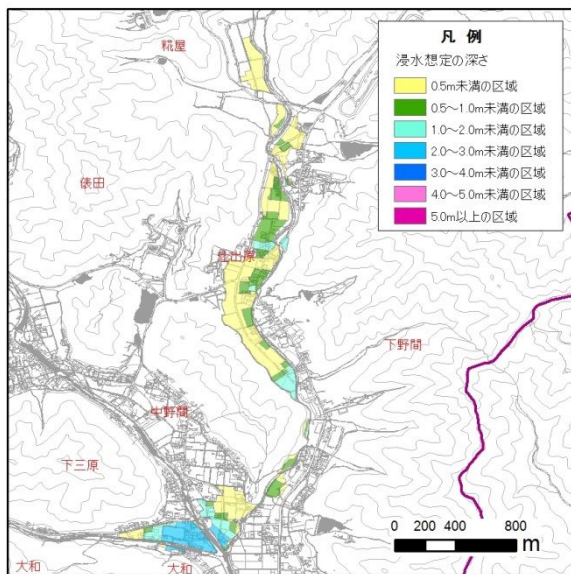
第1編 総則
 第5章 風水害等の危険性と被害の特徴



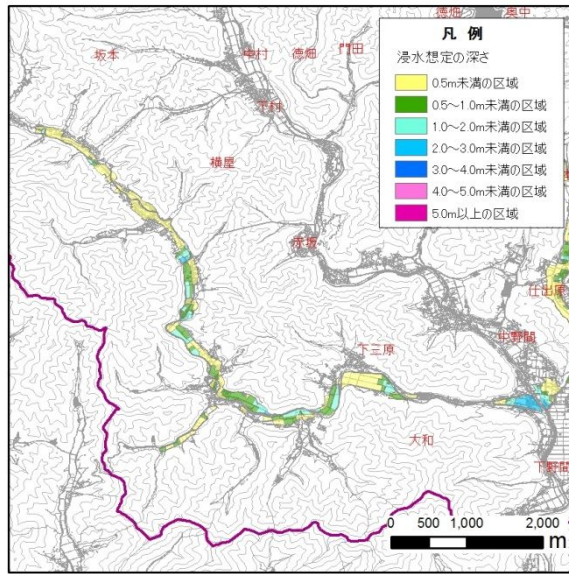
⑤安田川



⑥中の谷川



⑦仕出原川



⑧大和川・遠坂川

第6章 地震災害の危険性と地震被害想定

第1 既往地震の概要

兵庫県のどこかに震度5以上を与えたと推定される地震の内、20世紀だけをとってみれば、北但馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,434人、負傷者43,792人）の被害が多い。

以下には、内陸部直下型地震及び海洋性巨大地震の2つに大別し、その概要を示すとともに、多可町における被害をもたらした兵庫県南部地震（平成7年1月17日阪神・淡路大震災）の被害状況をまとめている。

1 内陸部直下型地震

阪神・淡路大震災に代表される内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、最近数十万年間に発生または動いた断層で、今後も活動すると考えられている。その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿にかけては東西方向の歪み力を受けておびただしい数の活断層が分布している。

2 海洋性巨大地震

海洋性巨大地震はマグニチュード8を超える規模で歴史的に繰り返し発生しており、近畿地方に関係する地震としては、紀伊半島沖を震源とする地震に代表される。過去、紀伊半島沖では、マグニチュード8を越える南海道地震が発生し、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。しかし、この地震による多可町域への被害は、現在のところ報告や記録がない。

前回の「1946年南海道地震」からは、既に60年が経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回は比較的早まるのではないかと、また、東海地震と同時又は連続して発生するのではないかと、という意見もあり、発生時には広範囲に及ぶ被害が予測される。

3 阪神淡路大震災の概要及び被害状況

(1) 阪神・淡路大震災の概要

平成7年1月17日5時46分、淡路島北部の北緯34度36分、東経135度02分、深さ16kmを震源とするマグニチュード7.3の地震が発生した。この地震により、神戸と洲本で震度6を観測したほか、豊岡、彦根、京都で震度5、大阪、姫路、和歌山などで震度4を観測するなど、東北から九州にかけて広い範囲で有感となった。また、この地震の発生直後に行った気象庁地震機動観測班による被害状況調査の結果、神戸市の一部の地域等において震度7であったことがわかった。

① 発生日月日 平成7年(1995年)1月17日(火)5時46分

② 地震名 平成7年(1995年)兵庫県南部地震

③ 震央地名 淡路島（北緯 34 度 36 分、東経 135 度 02 分）

④ 震源の深さ 16km

⑤ 規模 マグニチュード 7.3

⑥ 各地の震度

震度 7 注) のとおり

震度 6 神戸、洲本

震度 5 京都、彦根、豊岡

震度 4 岐阜、四日市、上野、福井、敦賀、津、和歌山、姫路、舞鶴、大阪、高松、岡山、徳島、津山、多度津、鳥取、福山、高知、境、呉、奈良

震度 3 山口、萩、尾鷲、伊良湖、富山、飯田、諏訪、金沢、潮岬、松江、米子、室戸岬、松山、広島、西郷、輪島、名古屋、大分

震度 2 佐賀、三島、浜松、高山、伏木、河口湖、宇和島、宿毛、松本、御前崎、静岡、甲府、長野、横浜、熊本、日田、都城、軽井沢、高田、下関、宮崎、人吉

震度 1 福岡、熊谷、東京、水戸、網代、浜田、新潟、足摺、宇都宮、前橋、小名浜、延岡、平戸、鹿児島、館山、千葉、秩父、阿蘇山、柿岡

注) 気象庁が地震機動観測班を派遣し現地調査を実施した結果、以下の地域は震度 7 であった。神戸市須磨区鷹取・長田区大橋・兵庫区大開・中央区三宮・灘区六甲道・東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川等、宝塚市の一部、淡路島北部の北淡町、一宮町、津名町の一部

⑦ 津波この地震による津波はなし

(2) 阪神・淡路大震災の被害状況

この災害による人的被害は、死者 6,434 名、行方不明者 3 名、負傷者 43,792 名という戦後最悪の極めて深刻な被害をもたらした(消防庁調べ、平成 17 年 12 月 22 日現在)。

施設関係等被害の概要について、住家については、全壊が約 10 万 5,000 棟、半壊が約 14 万 4,000 棟にもなった。

① 人的、物的被害等

人的被害者	死者	6,434 人	非住家	公共建物	1,579 棟	
	行方不明者	3 人		その他	40,917 棟	
	負傷者	重傷	10,683 人	文教施設		1,875 箇所
		軽傷	33,109 人	道路		7,245 箇所
計		43,792 人	橋りょう		330 箇所	
住家被害	全壊	104,906 棟	河川		774 箇所	
		186,175 世帯	崖くずれ		347 箇所	
	半壊	144,274 棟	ブロック塀等		2,468 箇所	
		274,182 世帯	水道断水		約 130 万戸	
	一部破損	390,506 棟	ガス供給停止		約 86 万戸	
合計	639,686 棟	停電		約 260 万戸		
			電話不通		30 万回線超	

※厚生省調べ

※資源エネルギー庁調べ

※資源エネルギー庁調べ

※郵政省調べ

※水道断水、ガス供給停止、停電、電話不通については、ピーク時の数である。

② 火災

出火件数				焼損床面積
建物火災	車両火災	その他火災	合計	
269件	9件	15件	293件	835,858m ²

用途等 焼損区分	兵庫県	兵庫県以外			計
		住家	非住家		
			公共建物	その他	
全焼	7,035棟	1棟	0棟	0棟	7,036棟
半焼	89棟	5棟	0棟	2棟	96棟
部分焼	313棟	8棟	2棟	10棟	333棟
ぼや	97棟	6棟	1棟	5棟	109棟
合計	7,534棟	20棟	3棟	17棟	7,574棟

※兵庫県の住家・非住家の別については不明

り災世帯				
兵庫県	兵庫県以外			計
	全損	半損	小損	
8,908世帯	16世帯	6世帯	39世帯	8,969世帯

※兵庫県の全損・半損・小損の別については不明

(以上、防災白書及び消防庁の確定報より)

(3) 多可町における阪神・淡路大震災の被害状況

区	全壊	半壊	一部破損	その他
中区	0	0	53	農地1箇所
加美区	0	0	0	道路1箇所
八千代区	0	0	2	0
合計	0	0	55	2

(多可町資料)

第2 地震による被害想定

兵庫県による「兵庫県地震被害想定」(平成23年 以下、「被害想定」という。)に基づき、本町における地震による被害想定を示す。

1 被害想定について

被害想定は、兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象として実施された。

○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率

＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：平成27年1月1日）＞

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○奈良盆地東縁断層帯
0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯（六甲山地南縁-淡路島東岸） ○山崎断層帯（主部北西部） ○中央構造線断層帯（鳴門海峡-紀淡海峡）	○山崎断層帯（那岐山断層帯） ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯（四国側） ○三峠・京都西山断層帯（京都西山断層帯） ○三峠・京都西山断層帯（三峠断層） ○花折断層帯（中南部）
0.1%未満	○有馬－高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯（主部南東部）	
ほぼ0% （※1）	○山崎断層帯（草谷断層） ○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） ○六甲・淡路島断層帯（先山断層）	○山田断層帯（郷村断層帯） ○木津川断層帯
不明 （※2）	○山田断層帯（主部） ○御所谷断層（※3） ○養父断層（※3）	○三峠・京都西山断層帯（上林川断層） ○鳥取地震（鹿野断層）（※3）

※1 発生確率が0.001%未満

※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

〔その他の活断層〕

想定される伏在断層による地震（想定M6.9）（41地震）
<ul style="list-style-type: none"> ・M6.9の地震を、県下全域250m四方ごとに震源を設定して地震動、液状化危険度予測を実施。 ・代表ケースとして、各市町役場直下で発生する場合を選定（41ケース）。

これらの被害想定結果は兵庫県のインターネットホームページ※に公表されている。

※<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk38/jishinhigaisoutei.html>

2 多可町域における地震被害想定

(1) 地震被害想定概要

マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層のうち、多可町に最大震度5弱以上の大きな影響を与える断層帯は、山崎断層帯（主部南東部）、山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）、山崎断層帯（大原・土万・安富・主部南東部）、御所谷断層帯、多可町直下断層である。以下に被害想定結果の概要を示す。

地震	想定規模	最大震度	物的被害				人的被害					
			揺れ		液化	火災	建物倒壊（冬早朝5時）			火災（焼死者数）（冬夕方18時）		建物被害（全壊・焼失・半壊）による避難者数
			全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	風速6m/s未満	風速6m/s以上	
有馬－高槻断層帯	M7.7	5強	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2
山崎断層帯（主部南東部）	M7.3	6弱	1	82	2	1	0	5	0	1	1	62
山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）	M7.5	6弱	2	126	6	1	0	8	0	1	1	95
山崎断層帯（大原・土万・安富・主部南東部）	M8.0	5強	2	6	0	1	1	1	1	1	1	3
御所谷断層帯	M7.2	6弱	4	213	15	1	0	14	0	1	1	162
多可町直下	M6.9	6強	433	2,222	32	1	28	197	14	1	1	2,241

この結果より、多可町の地震被害想定では、町直下地震の被害想定結果を用いる。

(2) 多可町直下型地震による震度分布

多可町直下断層による地震の震度分布図を以下に示した。

震度分布図を見ると、中区の市街地で震度6強が分布している。その他の住宅地の多くは、杉原川、野間川の谷底平野に立地しており、その震度は6弱となっている。山間部の震度は、5強か5弱である。

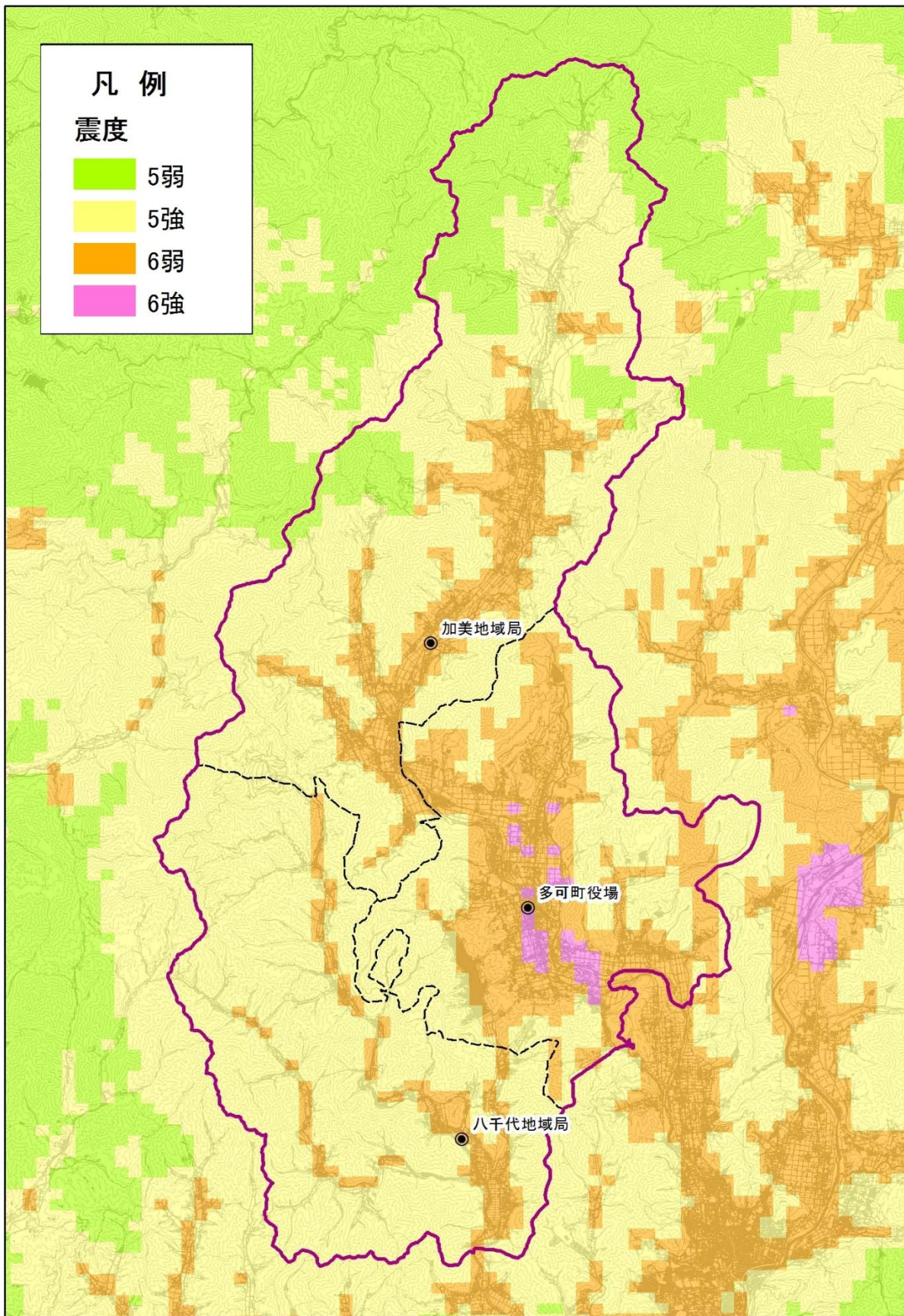


図 直下地震による震度分布図

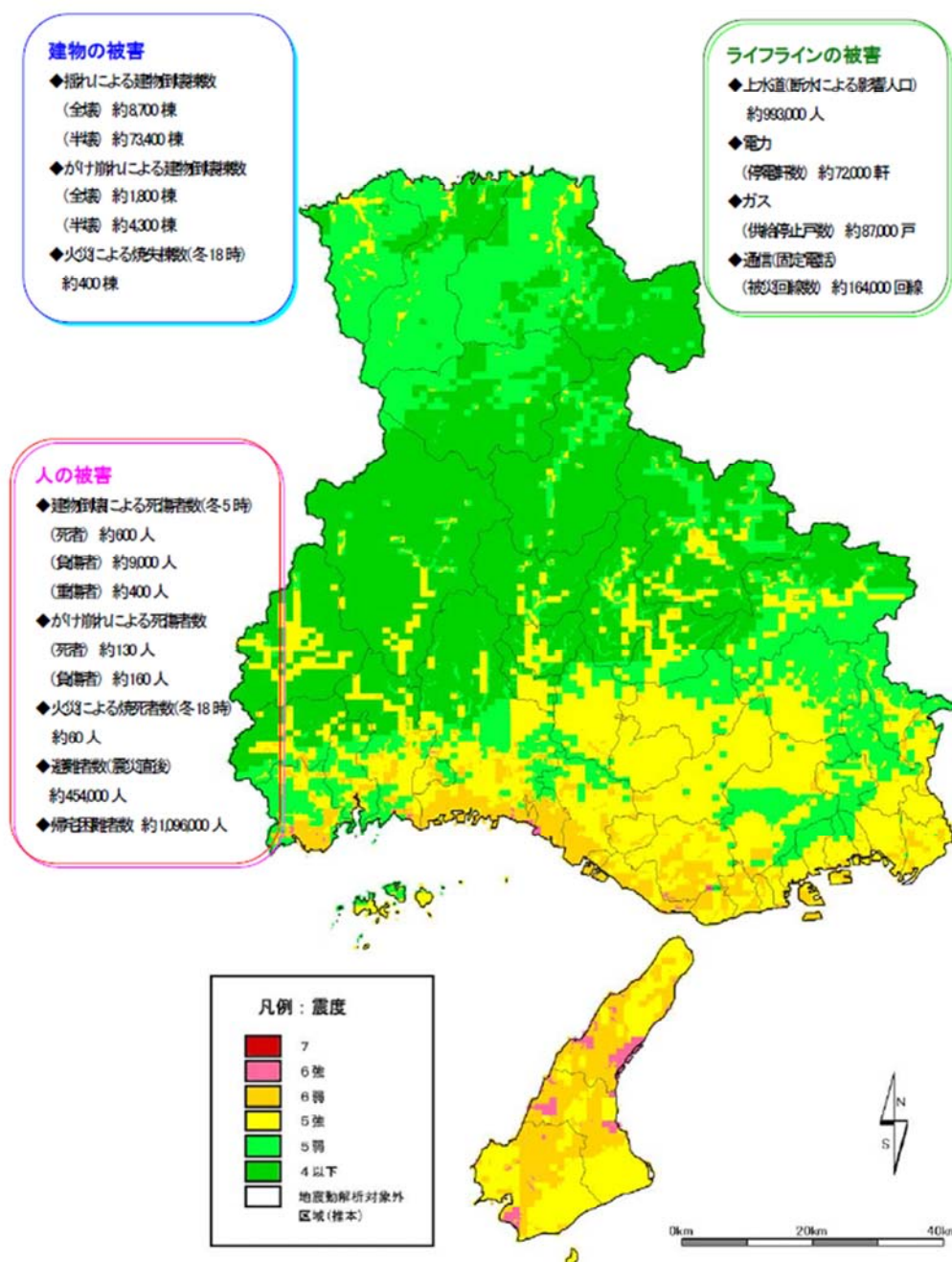
3 広域における地震被害想定

広域における地震被害想定は、以下のようである。

想定地震の概要

想定地震	想定震源地	想定規模
東南海・南海地震	南海トラフ	M8.5
山崎断層帯地震	山崎断層帯 (大原・土方・安富・主部南東部)	M8.0

(1) 東南海・南海地震



(2) 山崎断層帯地震（大原・土方・安富・主部南東部）帯地震

